

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

坂出市次世代育成支援行動計画では、「父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育ての意義について理解が深められ、子育ての喜びが実感されるような取り組みを行う」ことを基本として、すべての子どもが「イキイキと元気で活気があり」、子育て家庭においては「子どもを育てることに期待と喜びで心を弾ませ」、地域では「子どもと子育て中の親が地域みんなの支援を受けて美しく光り輝く」将来像を設定し、次代を担う子どもをはじめ、すべての市民が心豊かに夢を持って子育て・子育てをし、この土地にいつまでも暮らしたいと思える、住みよいまちづくりのための施策を進めてきました。

本計画では、坂出市次世代育成支援行動計画「さかいで子ども子育て応援プラン」の方向性を受け継ぎながら、子ども・子育て支援法・基本指針に基づき、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、地域みんなに支えられ、心身ともに健やかに成長できる社会の実現を図るため、次の基本理念を定めます。

基本理念

すべての子どもの幸せのために
子どもの健やかな育ちと子育てをささえるまち

2 基本的視点

基本理念を実現するため、次の7項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

(1) 子どもの幸せを第一に考える視点

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準を目指します。

(2) すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭を取り巻く環境や子育て支援に関するニーズも多様化しています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援します。

(3) 仕事と生活の調和の実現を促す視点

「ワーク・ライフ・バランス憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向け、地域の実情に応じた広報、啓発等の取り組みを進めます。

(4) 地域社会全体で子育てを支える視点

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提としつつ、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることにより、未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが健やかに成長できるような社会の実現を目指します。

(5) 地域の社会資源を活用する視点

本市には児童館、公民館、学校などの公共施設や子育てサークルをはじめとするさまざまな地域活動、また、豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていきます。

(6) 教育・保育の量と質を確保する視点

子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての子どもに必要な教育・保育が提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、良質な成育環境を保障するため、質の向上にも取り組みます。

(7) 次代の親づくりの視点

次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めていきます。

3 基本方針

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在，地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する，新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では，基本理念を実現するため，次の5つを基本方針として，総合的に施策を推進します。

方針1 幼児期の教育・保育の充実

少子高齢化の進行や核家族化の進展に加え，働き方の多様化等により，子育て世帯をめぐる環境は大きく変化しており，こうした状況に対応するため，幼稚園や保育所等の教育・保育施設において質の高い教育・保育を提供することに加えて，小規模保育等の地域型保育事業については，質を確保した上で，保育ニーズに対応していきます。

また，認定こども園が保護者の就労状況やその変化等にかかわらず，柔軟に子どもを受け入れることのできる施設であることを踏まえ，移行を希望する幼稚園や保育所の認定こども園への円滑な移行を支援します。

方針2 地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭を支援するため，家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や，身近なところで子育て相談が受けられる「地域子育て支援拠点事業」，保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業」など，地域のさまざまな子育て支援の充実を図り，すべての子育て家庭が身近に感じることができるよう，地域一体となった子育て支援体制づくりを進めます。

方針3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

社会環境が大きく変化する中，妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産できる環境の整備，妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健サービスの提供等を推進します。

また，妊娠・出産にはじまり，育児につながる各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために，切れ目のないきめ細かな支援を充実していきます。

方針4 支援が必要な子ども・家庭への取り組み

児童虐待の発生予防や早期発見，その後の保護・支援のため，関係者の対応力の向上に努めるとともに，迅速かつ的確な対応や地域の関係機関の連携強化等を図ります。

また，ひとり親家庭や障がいのある子どもなど，専門的な知識や支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

方針5 仕事と生活の調和の促進

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスのとれた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・県や市内事業所等と連携しながら、一般事業主行動計画の策定を促します。

また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組みます。